

皆さんは、発達障害という疾患をご存知でしょうか。発達障害は、生まれつきの脳機能のアンバランスと、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチさから、社会生活に困難が生じる障害です。また、その診断は以下の3つに分けられる特徴を有しています。



- ① ASD（自閉症スペクトラム症）・・・コミュニケーション・対人関係の持続的な欠陥、こだわりの強さ
- ② ADHD（注意欠如多動症）・・・多動・衝動性・不注意
- ③ LD（学習障害）・・・聞く・話す・読む・書く・推論する能力のうち、特定の領域の習得と使用に著しい困難を示す。

※この3つの診断が重なっていることも多いため、症状は個人によって変わります。

社会生活を営む中で、「空気が読めない」「人の気持ちがわからない」等により周囲から発達障害だと指摘され、精神科を受診する人が増えています。発達障害という病名は、1980年代にその診断基準が普及したことにより、広く認知されるようになってきましたが、発達障害がはらむ問題が、医療者側の診断基準、患者側の判断基準、国の政策の不備にあるのが現状です。

医療者側の問題としては、「変わり者」や「風変わりな行動をとる人」といった対人関係の障害という所見のみで発達障害という診断をつける風潮があります。一方、患者側の問題としては、周囲の人や本人が、気になる症状をつなぎ合わせて、にわか診断をしたり、生まれつきの性格を混同したりという受診が多いことでもあります。近年、国の取り組みとして、2005年4月に「発達障害者支援法」が施工され、さらには2016年に一部改正が行われました。この改正では、以下のことが盛り込まれました。

#### ●教育面

発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように、学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成し、苛め防止対策や、福祉機関との連携も進めること。

#### ●就労面

国や都道府県が、働く機会の確保に加え、職場への定着を支援するよう規定。事業主にに対し、働く人の能力を適切に評価し特性に応じた雇用管理をするよう求めること。

●その他

刑事事件などの取調べや、裁判で不利にならないように、意思疎通の手段を確保すること。

都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会の設置を盛り込むこと。



しかしながら、法律ができてそれが意味あるものにできるかどうかは、そこに住む人間の課題になるのが現状です。その課題に対して、私たちができる最初の一步は、まず知ることだと思います。知ったうえで、周囲に配慮や理解を求め、場合によっては、公的機関を利用していきましょう。当事者や関係者が動くことで、改正発達障害者支援法も成熟し、世の中に広がっていくのだと思います。発達障害を取り巻く環境は整備されつつあり

ます。そこから先は、当事者の権利を守るべく、発達障害に関わる人たちがよりいっそう適切な支援を求め、正しい認知や理解を求めていくことが大切なのではないでしょうか。

※参考『発達障害』 岩波 明 他

ひがしやま薬局